

新型コロナウイルス感染症 本校における対策マニュアル

(8月26日改訂版)



栃木県立足利工業高等学校（全日制）
令和3（2021）年8月26日

【目次】

I 登校の判断と感染防止の方向性		
	(1) 新型コロナウイルス感染症の性質	・・・P1
	(2) 生徒の登校の判断	・・・P1
	(3) 学校の行動基準	・・・P2
	(4) 県外との往来について	・・・P2
II 具体的な指導内容		
1 家庭との連携	(1) 健康観察と登校判断	・・・P3
	(2) 重症化リスクの高い生徒への対応	・・・P4
	(3) 通学に関する確認	・・・P4
2 全体指導	(1) 健康観察等の実施	・・・P4
	(2) 感染防止のための啓発	・・・P4
	(3) 教室・実習室等の環境の整備	・・・P4
	(4) 体調不良者への対応	・・・P5
3 学習等における配慮	(1) 学習方法の配慮	・・・P5
	(2) 運営方法の配慮	・・・P6
4 行事等における配慮	(1) 校外活動について	・・・P8
	(2) 集会等について	・・・P8
	(3) 合宿等について	・・・P8
	(4) 体育的行事について	・・・P8
4 部活動指導	(1) 部活動を実施する上での留意点	・・・P8
	(2) 活動方法等について	・・・P9
	(3) 部活動の内容について	・・・P9
	(4) 大会や試合、演奏会、合宿等について	・・・P10
	(5) 留意事項	・・・P10
6 その他	(1) 生徒の校内生活における指導事項	・・・P10
	(2) 清掃について	・・・P10
	(3) 図書館の利用について	・・・P11
	(4) 購買の利用について	・・・P11

このマニュアルは学校再開に当たって、今後のまん延状況が全国的に見て収束するまでの本校の感染対策について「学校における対策マニュアル」(R2.5.15栃木県教育委員会)、「学校再開後の教育活動に関する県立学校の指針」(R2.6.24栃木県教育委員会)、「部活動実施に係る対応マニュアル」(R2.6.19Ver.2栃木県教育委員会)等を踏まえて作成したものである。

I 登校の判断と感染防止の方向性

(1) 新型コロナウイルス感染症の性質

新型コロナウイルスは自分自身で増えることはできず、粘膜などの細胞に入り込み増える。表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまうが、付着したものの種類によっては、24時間～72時間くらい感染力をもつと言われている。

ウイルスは流水と石けんでの手洗いや手指消毒用アルコールによって感染力を失わせることができるので、その指導を徹底する。現時点では、**飛沫感染と接触感染の2つのリスク**が考えられる。

飛沫感染とは、感染者の飛沫(くしゃみ、咳(せき) など)と一緒に放出されたウイルスを、他者が口や鼻から吸い込んで感染することである。接触感染とは、感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、周りの物に触れることで感染者のウイルスが付着し、他者がその部分に接触することで感染者のウイルスが他者の手に付着し、直接接触しなくても感染することである。

(2) 生徒の登校の判断

県では県内の感染拡大状況を判断するため、有識者の意見を踏まえ、栃木県独自の指標及び判断基準を8月12日に以下のように見直しを行い、感染防止対策の対応段階を総合的に判断することとしている。(4指標3段階から、7指標4段階に改訂された。)

感染度		高 ←————→ 低			
指 標		特定警戒	感染嚴重注意	感染拡大注意	感染観察
感染 状況	新規感染者数 (直近1週間)	100人以上	50人以上	10人以上	10人未満
	新規感染者数 直近1週間と先週1週間の比率	2.0以上	1.5以上	1.0超	1.0以下
	感染経路不明割合 (直近1週間)	50%以上	40%以上	30%以上	30%未満
	検査陽性率 (直近1週間)	7%以上	5%以上	3%以上	3%未満
医療 提供 体制	病床の稼働率	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満
	重症病床の稼働率	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満
	確保病床数・宿泊療 養室数に対する療養 者数の割合	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満
学校の行動基準		休業又は 分散登校	分散登校又は 通常登校	通常登校	通常登校

県教育委員会は、上の警戒度に応じて生徒の登校について以下のとおり対応することとしている。

- ・「特定警戒」・・・休業または分散登校
- ・「感染嚴重注意」・・・分散登校または通常登校
- ・「感染拡大注意」・・・通常登校
- ・「感染観察」・・・通常登校

(3) 学校の行動基準

文部科学省では「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（R2.6.16 文部科学省）において、学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童生徒の及び教職員等の生活圏におけるまん延状況により判断することとして、以下の通り「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準を作成した。

＜「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準＞（文部科学省作成）

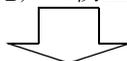
地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意志の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で 短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動から 徐々に実施	リスクの低い活動から 徐々に実施し、 教師等が活動状況の 確認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の間隔 を取ること	適切な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を 行った上で実施

上表の「レベル3」～「レベル1」のどのレベルに相当するかは、国の専門家会議の提言における地域区分（①特定（警戒）都道府県、②感染拡大注意都道府県、③感染観察都道府県）を参考に学校の設置者が判断する。

そこで、本校ではこれらの状況により判断され、実施可能となった生徒の学習活動や部活動等において、集団感染のリスク軽減のために、次の3つの対応を確実にを行う。

【対応の方向性】

- (1) 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底 …… 密閉の回避
- (2) 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮 …… 密集の回避
- (3) 近距離での会話や大声での発声の防止 …… 密接の回避



【対応の柱】

- ⇒ 家庭と連携した感染防止対策
- ⇒ 生徒全体への感染防止に関する啓発と取組
- ⇒ 感染防止に配慮した学習や部活動の実施
- ⇒ 生徒のこまめな手洗い、清潔な環境づくりの徹底

(4) 県外との往来について

「特定警戒」の地域や、都道府県知事から住民に対し、不要不急の外出自粛の要請がある地域やまん延防止重点措置区域との往来は不可とする。

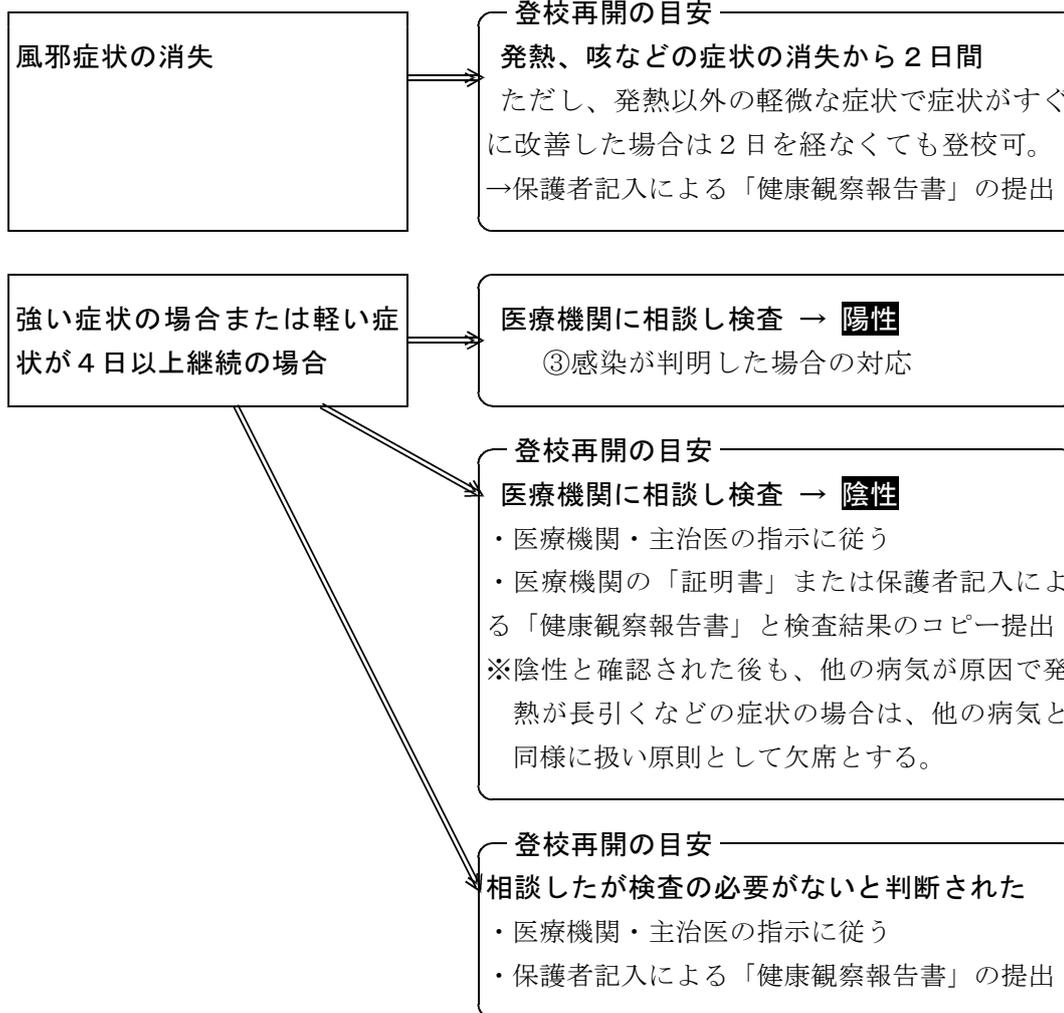
Ⅱ 具体的な指導内容

1 家庭との連携

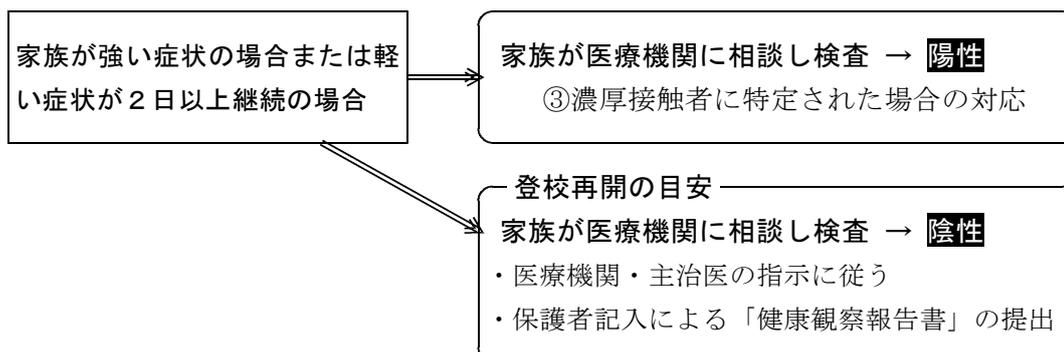
(1) 健康観察と登校判断

- ・ 高熱（平熱と比べて高い状況）の場合や、発熱はないが風邪症状（咳、のどの痛み、鼻水、くしゃみ等）がある場合は登校を控えてもらう。（出席停止扱い）
- ・ 同居家族に新型コロナウイルス感染が疑われる症状がある場合など、判断に困る場合は、担任が保護者に確認のうえ養護教諭等と協議し、欠席または早退させる。（出席停止扱い）

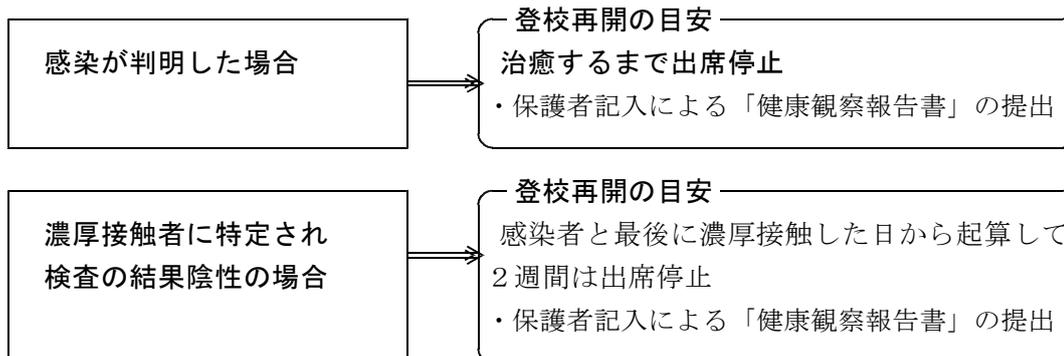
①生徒本人に発熱等の風邪症状が見られる場合 → 登校させない（出席停止扱い）



②生徒の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合 → 登校させない（出席停止扱い）



③生徒の感染が判明した場合または生徒等が濃厚接触者に特定された場合



※学校の臨時休業については、学校の設置者（知事）が判断

※教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合も同様の対応

※「健康観察報告書」は学校HP掲載してあるものを使用

(2) 重症化のリスクの高い生徒への対応

- ・重症化するリスクが高い医療的ケアを必要とする生徒や基礎疾患等がある生徒については、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をする。受け入れ体制を含め学校医とも相談し、登校すべきでないと判断された場合は出席停止扱いとする。

(3) 通学に関する確認

- ・感染への心配で登校に不安がある保護者や生徒については、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針（授業の実施等）について理解を得るように努める。それでもなお不安で出席させたくないという状況の時には、担任はその状況を報告し、合理的な理由があると校長が判断した場合には、登校させず出席停止扱いとする。

2 全体指導

(1) 健康観察等の実施

- ・登校後のS HR時に非接触型体温計を用いて全員の体温を測定し、個別の健康観察表に体温を記入させる。(37.5℃以上の場合には、保健室にて再検をする。)
- ・発熱等（平熱と比べて高い状況）がある生徒は帰宅させる。(出席停止扱い)
- ・教職員も同様の健康観察を実施する。

(2) 感染防止のための啓発

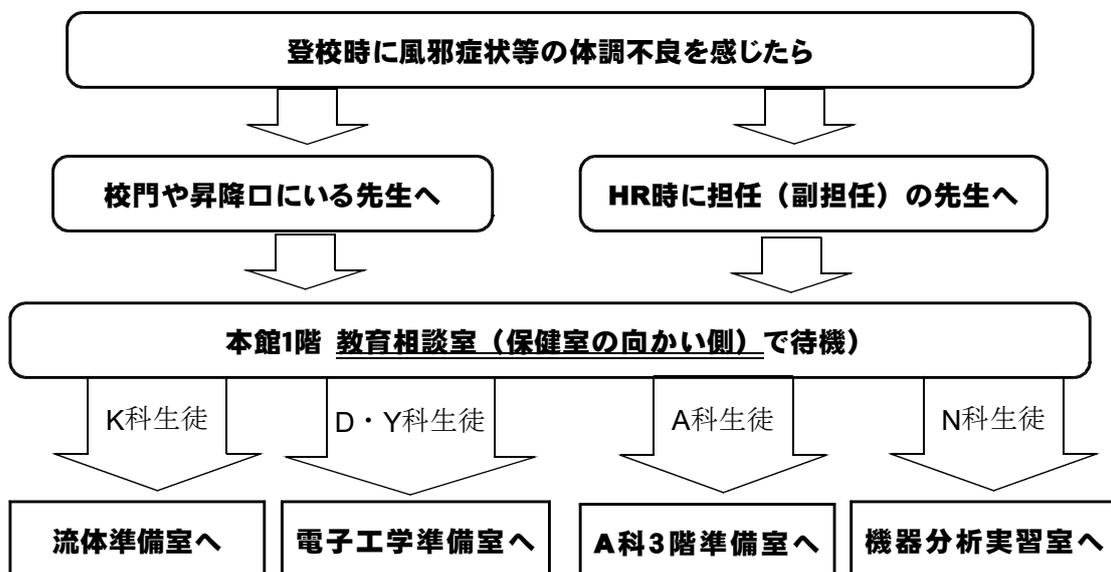
- ・感染症対策に関する啓発指導・・・印刷物の配布・教室掲示、担任等による指導
- ・正しい手の洗い方の指導（学習時間前後の手洗いの促進）
- ・咳エチケットの徹底
- ・黙食の徹底（ポスターの掲示や昼休みの巡回）
- ・マスク着用の促進と正しい着用法の指導（不織布マスクの着用推奨）
- ・自分の席以外は使用しないことの徹底
- ・放課後に不要不急の立ち寄りをさせず、速やかに帰宅させる指導
- ・感染防止のため床に物を置かない指導
- ・感染リスクを減らす行動の指導
- ・学校外での感染防止の指導

(3) 教室・実習室等の環境の整備

- ・換気を徹底する指導・・・窓の常時開放（教室の窓を対角線上に10cm～20cm開放）
※エアコン稼働時の換気・・・稼働中も同様に窓の常時開放を行うとともに、1時間に1回（5～10分）程度窓を全開して換気する。休み時間は全開にして換気するように指導する。
- ・多くの生徒・職員が触れる場所や共用の教材、教具、情報機器等の消毒を実施する。
（生徒下校後に実施）
- ・非接触消毒器の設置（教室入口に設置）＜緊急事態宣言時＞
- ・二酸化炭素モニターの設置（1,000ppmで警報が鳴るように設定）

(4) 体調不良者への対応

- ・登校してから体調不良となった生徒については、次のように対応する。



※本館1階教育相談室が使用中の場合は各科の準備室や実習室を下校までの待機場所とする。

※授業中に具合が悪くなってしまった生徒が出た場合は、授業を行っている場所から最短経路で保健室まで向かう。

※生徒の対応に当たっては、手袋やフェイスシールド等の防護措置を行った者のみの対応とする。

※生徒の下校後は、適切に消毒の措置を講ずる。

3 学習等における配慮

(1) 学習方法の配慮

- ・教員も原則マスク着用で授業を行う。

＜マスクを着用する必要がない場合＞

次の①～③の場合には、マスクを着用する必要はない。（生徒・教員）

①十分な身体的距離が確保できる場合

②熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合

※夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなる恐れがある。マスクを外す場合には、できるだけ身体的距離を保つ、近距離での会話を

控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症の対応を優先させる。

※マスクの取り外しについては、活動の態様や生徒の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応する。

※生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などは、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも対応できるように指導する。

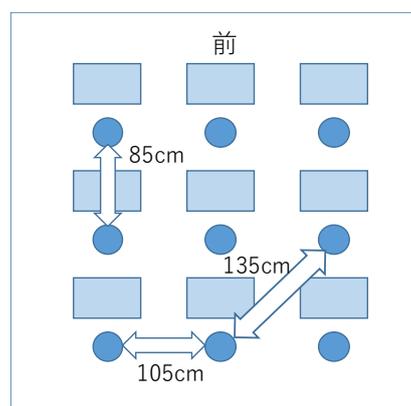
③体育の授業を行う場合

- ・グループワークのように生徒同士が近距離で向かい合う状況はさける。
- ・十分な換気を行いながら実施する。
- ・提出物の回収は必要最小限度にするとともに、生徒同士の接触がないように回収する。

(2) 運営方法の配慮

- ・教室の机の位置については、右図のように生徒間の距離を保つようにする。

※実習室及び特別教室等についてもこれに準ずるものとする。



- ・共用の教材、教具、機器や清掃道具などについては、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うように指導する。
- ・学習の内容によっては、自分の用具を持参させる。
- ・自分の席以外は使用しないよう指導する。
- ・生徒同士が近距離で接触したりする内容の学習、実習については、年間指導計画の中で指導の順序を変更し、当面は実施しないようにする。
- ・各科の特性に合わせて、感染防止の対策を適宜実施する。

(3) 感染リスクの高い教育活動の自粛とその対応

以下の感染リスクが高い教育活動(◎)及び特にリスクが高い活動(★)については実施しない。

教科	感染のリスクが高い活動(◎)及び特にリスクが高い活動★とその対応例(○)
共通	<p>【全教科】</p> <p>◎★児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等</p> <p>◎★近距離で一斉に大きな声で話す活動</p> <p>○器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いをを行う。</p> <p>【職業に関する教科の実習等】</p> <p>○事前に生徒の健康観察を行う。</p> <p>○マスクの着用や共用の教材、教具、機器、設備などを適切に消毒するとともに常時換気する。</p>

	<p>○貸切バス等での移動にあたってはマスクの着用、会話の自粛、車内の換気、（降車時に窓を開けるなど）を徹底する。</p> <p>○共用の教材、教具、機器や設備などを触る前後で手洗い・手指消毒を徹底する。</p> <p>○実習（材料運搬や作業）においては教員・生徒同士の接触を極力避け、個人で使用する材料や道具の配布及び回収は、生徒個人が行う。</p> <p>○生徒同士の距離を可能な限り確保（概ね1～2メートル）し、対面とならないように配置する。</p> <p>○空間を分割した少人数での活動を行う。</p> <p>○実習服やシーツ等の洗濯頻度を高める。</p>
理科	<p>◎児童生徒が密集するような演示実験</p> <p>◎児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察</p> <p>○実験・観察における器具の扱いについては、使用後の洗浄や消毒を徹底する。例えば、1台の顕微鏡を複数の児童生徒が使用して観察を行う場合、使用する児童生徒が変わるたびに接眼レンズ等を消毒綿で拭き取るなどの措置が考えられる。</p>
保健体育	<p>◎★児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする運動</p> <p>◎★児童生徒が密集する運動</p> <p>○上記の◎の学習活動については、基礎疾患がある児童生徒など、多様な児童生徒が活動することを踏まえ、段階的に活動の幅を広げるなど、慎重に検討する。</p> <p>○更衣室等の使用に際しては、時間差で使用するなど、「3つの密」が同時に重ならないよう配慮する。</p> <p>○学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるために、児童生徒の間隔を十分に確保するなど、「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（5月22日付け高教第219号）を十分に踏まえた対策を講じる。</p> <p>○水泳の授業を実施することは差し支えないが、密集・密接の場面を避けるなど、「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（5月25日付け高教第231号）を十分に踏まえた対策を講じる。</p> <p>○授業の前後に手洗いを徹底する。</p>
音楽	<p>◎★室内で児童生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏</p> <p>○活動中はマスクを着用する。なお、マスクを着用したまま発声等をする際、児童生徒が息苦しさを感じている場合や、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や距離を十分とるなどの配慮の上、マスクを外してよい。</p> <p>○ギターやキーボード等の楽器をやむを得ず共用する場合は、除菌シートや楽器用クリーナー等で使用前後の消毒・清掃を適切に行うとともに、児童生徒間で不必要に使い回しをしない。また、授業の前後に手洗いを徹底させる。</p>
家庭	<p>◎★児童生徒同士が近距離で活動する調理実習</p>

	<p>○調理実習における感染症対策としては、換気、マスク着用、手洗いの徹底などのほか、調理中や試食の際は、向かい合わず前向きで行うなど、飛沫が飛ばないように工夫する。</p> <p>○できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。</p> <p>○器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いをを行う。</p>
工業	○施設・設備の消毒を徹底し、可能な限り実習道具の共用を行わない。

「学校再開後の教育活動に関する県立学校の指針」(R2. 8. 19栃木県教育委員会)に基づく。

4 行事等における配慮

(1) 校外活動について

- ・宿泊を伴わない校外活動については、行き先の感染リスクを確認した上で、活動中は「3つの密」を避けた工夫を検討する。
- ・バス等による移動を伴う場合には、マスクを着用し、車内の換気に十分留意する。

(2) 集会等について

- ・生徒又は保護者を体育館（講堂）に集めて実施する集会等の行事は、生徒の身体的距離を適切に確保するとともに、会場の換気とマスクの着用を励行する。
- ・入退場時には、出入り口等に生徒や保護者が集中しないよう、入退場の時間をずらすなどの工夫を行う。

(3) 合宿等について

- ・合宿等の宿泊については、感染症対策を徹底するため、宿泊施設等と十分な打ち合わせを行い、健康指導を含めた事前の指導を行い、保護者の同意を得た上で実施する。
- ・実施する際には、健康観察報告書にて生徒の状況（体温・体調）を把握し、発熱等の症状がある生徒の参加を見合わせる。
- ・日新寮を利用した宿泊については、当面の間は実施を控える。

(4) 体育的行事について

- ・マラソン大会等の体育的行事については、体育の授業や運動部活動の実施上の留意点に準じた感染症対策を講じた上で実施する。
- ・応援やイベント的な内容は、集まる人数や「3つの密」を回避するための方法を十分検討する。

5 部活動指導

部活動については、感染状況に応じた県教委からの通知にしたがって、実施や大会等への参加等を判断する。実施する場合の留意事項は以下の通りとする。

(1) 部活動を実施する上での留意点

①換気の徹底

体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。

②手洗い・消毒の徹底

活動中はこまめな手洗いを徹底し、使用する用具等は、使用前後に消毒を行い、不

必要に使い回しをしない。

③マスクの着用

【運動部】

運動する際、マスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるために生徒の間隔を十分確保するなど、Ⅰ～Ⅳの事項を十分に踏まえた対策を講じる。

- Ⅰ. 生徒間の距離を2 m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保する。
- Ⅱ. 軽度な運動を行う場合や生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、運動時は医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用する。
- Ⅲ. マスク着用時には呼気が激しくなるような運動を行うことを控え、生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の生徒との距離を2 m以上確保して休憩するよう指導する。
- Ⅳ. 顧問は、原則として指導中はマスクを着用する。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ない。

【文化部】

活動する際は、マスクを着用する。ただし、マスクをしたまま発声等をする場合、生徒が息苦しさを覚えることもあるので、その場合は、換気や距離を十分とるなどの配慮の上、マスクを外してよい。また、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。

(2) 活動方法等について

①生徒の健康管理の徹底

- ・健康観察シート（部活用）を活用し、顧問は生徒の健康観察を十分に行いながら生徒の体調を管理する。
- ・発熱等の風邪症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、必要に応じて医療機関を受診させる。

②活動における留意事項

- ・部活動への参加は、生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しない。
- ・体力が十分に回復していない生徒もいると考えられるため、当該種目に必要な体力を高めるとともに、段階的な指導を行う。
- ・十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動は徐々に行う。
- ・生徒の体力や健康状況を把握する。
- ・熱中症対策を十分に講じた上で実施する。
- ・生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけはずして呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。
- ・活動時間についてはより短時間とし、休養日を適切に設定する。
- ・生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、顧問等の指導のもと実施する。

(3) 部活動の内容について

- ・引き続き感染予防対策を行った上で活動を行う。
- ・各競技団体や関係団体が示しているガイドライン等を参考にしながら、基本的な感染防止策を徹底・継続した上で実施することとし、制限されている活動や内容等を行わ

ない。

- ・個々の部の活動内容については、顧問が単独で判断することは避け、顧問会議等を通じて相互に確認しながら段階的に行う。

(4) 大会や対外試合、練習試合、合同練習、演奏会、合宿等の参加について

＜練習試合・合同練習等＞

- ・感染防止対策が十分に講じられている場合に可とする。

＜県大会等への参加＞

次の条件を全て満たした場合に参加を検討し校長の許可を得る。

- ・高体連及び中体連、各種競技団体、高文連及び中文連、各種文化活動関係団体などの主催による大会等であること。
- ・主催団体による感染防止対策が十分講じられていること。
- ・会場への移動時や宿泊時、会場での更衣室や会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め、生徒、教師等の感染防止対策を徹底すること。
- ・参加する生徒及び保護者に感染防止対策等について十分な説明を行い、大会参加への理解と同意を得ていること。

＜合宿等、宿泊を伴う活動＞

- ・中止又は延期する。

＜県外での活動について＞

次のいずれかの場合に該当する場合は活動を中止する。

- ・知事から県民に対し、県外への往来の自粛又は不要不急の外出の自粛の要請がある場合。
- ・相手方の地域の都道府県知事が、地域外への往来の自粛又は不要不急の外出の自粛の要請がある場合。
- ・相手方の地域の知事が、政府分科会による警戒レベルのステージⅢ相当の強い対策が必要と判断した場合。

(5) 留意事項

- ・部員数が多い場合、生徒が密集した活動とならないように工夫する。
- ・ミーティング等の近距離の会話においては、必ずマスクを着用する。
- ・練習中、順番を待つ際は、互いに距離をとらせる。
- ・活動場所が狭く、順番待ち等で密集した状態となる場合、時間をずらすなどして、一度に活動する人数を減らす。
- ・更衣室や部室を使用する場合は、換気をこまめに行う。短時間の利用とし、一斉に利用しないように配慮する。(着替え等)

6 その他

(1) 生徒の校内生活における指導事項

- ①昼食等の食べ物を複数の生徒で食べ回ししないように指導する。
- ②ペットボトル等を生徒間で飲み回しをしないように指導する。
- ③教室移動の際は、密集せず分散して移動するように指導する。
- ④感染防止のため、自分のゴミは持ち帰るように指導する。

(2) 清掃について

- ・以下の点に注意する。
- ①換気の良い状況で、マスクを着用して行う。

- ②机や椅子、トイレや洗面台については、家庭用洗剤で清掃を行う。(生徒も可)
- ③大勢がよく触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は1日1回、消毒液を布巾やペーパータオルで拭く。(家庭用洗剤での清掃でも可)
- ④清掃後には十分に手指消毒を行う。

(3) 図書館の利用について

○通常通りの開館とする。

<生徒の留意事項>

- ・入館時及び退館時に石鹸で手を洗う。
- ・借りた本は、返却手続き後、回収箱に入れる(3日間別室保管)。
- ・着席するときは、間隔を空けて着席する。(×の表示がある席には座らない。)

<教員の指導事項>

- ・図書館入り口と窓は常に解放しておく(生徒に触れさせない)。
- ・入り口に誘導線を張り、手洗い場を通過して館内に入るよう指導する。
- ・座席は一部を封鎖(×の表示)し、間隔を空けて座るように指導する(必要に応じて、入場制限を設ける)。
- ・貸出返却作業は、図書館教育係の教員(要手洗い、マスク)が行う。
- ・返却された本は3日間別室に保管し、その後書架に戻す。

(4) 購買の利用について

- ・引き続き、以下の点に留意して販売を行う。
- ①間隔を空けて、整然と整列するように指導する。
- ②密な空間となるのを避けるため、窓口の分散と廊下での受け渡しを行う。
- ③窓口販売で並ぶ生徒を減らすため、できるだけ注文販売にするように指導する。
- ④できるだけ昼食は持参するように指導する。